

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業
（公告）

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月28日

狭山市長 小谷野 剛

記

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名称	狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業
(2) 業務の場所	狭山市内
(3) 契約期間	契約締結日から令和17年3月31日まで
(4) 業務の期間	令和6年4月1日から令和17年3月31日まで
(5) 事業の目的	本施設は、平成21年9月から令和6年3月末までPFI事業により供用開始している。PFI事業終了後も民間事業者の技術的能力、創意工夫等を活用し、本施設の継続利用を踏まえた運営及び維持管理を包括的に行うことで、より良い学校給食を提供することを目的とするもの。
(6) 限度額	4,951,704 千円（総額）消費税等相当額を含む

2 スケジュール（予定）

(1) 募集要項等の公表、参考資料配布	令和5年4月28日（金）～
(2) 現地調査（事前調整必要）	令和5年4月28日（金）～5月14日（日）
(3) 募集要項等に関する質問の受付	令和5年4月28日（金）～5月15日（月）
(4) 質問に対する回答・公表	令和5年5月29日（月）
(5) 一次審査（参加資格審査）書類提出期間 ※ 参加表明書等の受付	令和5年6月1日（木）～6月2日（金）
(6) 一次審査結果通知送付	令和5年6月8日（木）～6月9日（金）
(7) 二次審査提案書（提案審査）等提出期間	令和5年6月12日（月）～6月16日（金）
(8) 二次審査の実施期間 ※ プレゼン、ヒアリング	令和5年6月～7月上旬
(9) 優先交渉権者の決定及び公表	令和5年7月中
(10) 基本協定の締結及び仕様書等の協議期間	優先交渉権者の決定後から
(11) 業務準備期間	契約締結日から

3 その他

公募型プロポーザル手続の詳細は、「狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業募集要項」に定めるところによる。

4 事務局（問合せ先）

所管課名：狭山市 学校教育部 入間川学校給食センター

住所：埼玉県狭山市鶉ノ木6-48

連絡先：電話番号 04-2954-2414

メールアドレス：gakkyukw@city.sayama.saitama.jp